

『公望私記』をめぐる

神野志隆光

一

『日本書紀』講書にかかわって生まれた『日本紀私記』(『日本書紀私記』)は、『本朝書籍目録』に七種を登載するが、いまは、甲本・乙本・丙本・丁本と呼ばれる四種の『日本書紀私記』(新訂増補国史大系所収)の他、『釈日本紀』をはじめとする諸書における引用がのこるに過ぎない。十分とはいえないが、平安時代における『日本書紀』——平安時代に生きた『日本書紀』のありよう——をうかがうための基本資料となるものである。

ただ、その前提となるテキスト批判すらなおつくされているとはいいがたい。¹⁾承平度の講書にかかわる『日本書紀私記(丁本)』(以下、『私記丁本』と略称する)については、はさききその一端を試みたが(神野志隆光『日本書紀私

記(丁本)』論のために)、『万葉集研究』二五、塙書房、二〇〇一)、ここでは、『公望私記』を取り上げたい。『公望私記』は、『釈日本紀』²⁾にも多数の引用がある。『延喜公望私記』³⁾「公望私記」「公望案」として引くところ、延べ三十七箇所を数えるのである。³⁾『私記』を引きつつ批判を加えるかたちをとるテキストであり(後述)、『私記』を考えるための問題が多く含まれている。この『公望私記』について、一九七七、一九八一年に報告・紹介された『陽明文庫藏 古今和歌集序注』⁴⁾(一一六七年成)を視野にいれて見ることによって、一歩すすめることができるのではないかと考えるのである。

二

『公望私記』は、端的にいえば、延喜度講書の尚復にし

て承平度の博士であつた矢田部公望が、延喜の講書のために、元慶度の講書にかかわる『私記』（『元慶私記』）に注書き加えて備えたものと見るべきである。このことは、太田晶二郎「上代に於ける日本書紀講究」（『太田晶二郎著作集 第三冊』吉川弘文館、一九九二、初出一九三九）によつてはやく明確なかたちで提言されている。「元慶の問答を録した既成の私記に後から公望が案を書き加へた二段構成のもの」という。それを再確認しつつすめよう。

まず、『私記』を引いて批判を加えた構成のものだということ、は、『釈日本紀』に引用された「公望私記」について見るに、前の「私記」と切り離すことができないことに明らかであろう。

たとえば、「国常立尊」の項に、「公望私記曰。案古事記。此五神下注云。、、」（七三三）と、『古事記』には国常立より前に出現する神があることに關して問題とするのは、その前の「私記」の問答が、「問云。案古事記。自国常立以前。先有五柱神人也。而今此紀不載之。其説如何。 答云。今此紀不載之由未詳」（七二〇、七三三）としたことに対する批判であつて、一連であつてこそ意味をもつ。「公望私記」だけ切離したのでは、「此五神」ということが文意をなさないであろう。こうしたコメントが、問答の続くなかに書き込まれてあるような場合もあることは、「大日靈貴」の

項（七九）、「可以治滄海原潮之八百重也」の項（八九）について、太田の示した通りである。

それは「二段構成」というより、公望が注を書き加えた『私記』——『私記』の存在態様——というほうがより適切であろう。全体が『公望私記』であるが、実質は先行の『私記』にほかならないということではないかと考える。

『袖中抄』が「日本紀注」あるいは「日本紀公望注」「公望注」として引用するところを（日本紀云、師説、、）のように、うちつけに「師説」として示す場合もある^⑥、『釈日本紀』ではたんに「私記」として引くことは、そのように見て納得されるであろう。『釈日本紀』では「私記」、「袖中抄」では「日本紀公望注」等となるものを、一覽的に掲げれば、①「太占」（『釈日本紀』七八・『袖中抄』一五六。以下書名は省き、『釈日本紀』『袖中抄』の順にページ数のみ示す）、②「湯津爪櫛」（八六・一五九）、③「住吉大神」（八八・二八、一九九、三二二、三三）、④「若沫雪」（九四・三六五、六）、⑤「常世」（九七・一〇七）、⑥「真坂樹八十五籤」（一〇五・三二一）、⑦「水葉稚」（一五〇・三三三）、⑧「現人之神」（一六二・三二三）、⑨「於辞弓屢」（三二五・六二）、⑩「婆利我曳陀」（三三〇・二七五）、の諸項となる（①～⑧は述義部、⑨⑩は和歌部）。

『袖中抄』にとつては、公望の名を負う『日本書紀』の注として、このテキストがあつたのであり、『釈日本紀』にとつては、その当該記事は、公望の名を冠することを避け、たんに「私記」として、扱われるべきものであつた。

要するに、ある『私記』が、『公望私記』として存在することとなつたのだと見るべきではないか。その全てにわたつて公望の注が書き込まれていたというわけでもなく、原形としての『私記』がほぼ確実に取り出せるようなものだったから、『釈日本紀』はたんに「私記」として引用することができたと受け取られる。公望の注のみ、とくに「公望私記」として扱われたのだと、太田説が納得される。

三

つぎに、そのベースとなる『私記』はどういうものか。もとにあるのは一つの『私記』であり、それは『元慶私記』と見るべきだというのが太田説であつた。

これに対しては、はやく関鬼の批判があつた（上代に於ける日本書紀講読の研究）『日本古代の政治と文化 関鬼著作集5』吉川弘文館、一九九七、初出一九四二。関は、「公望私記」の批判する「私記」は、元慶度に比定されるものが多いことは認めてよいが、元慶度とするには支障があり、延喜度のものと見なければならぬケースがあ

り、たんに「私記」として引く場合にも元慶のも延喜のもあるとして、

公望が延喜講書と承平講書との間の或る時期に於て、従来存する数種の私記を取捨し批判を加へて「公望私記」なるもの名称の書を編述し、釈紀の編者は其の中より公望自身の説の部分のみを取出して「公望私記曰」と冠し、他の部分を凡て私記曰として掲げたのではないか（以下略）

という。後半の『釈日本紀』の引用態度に関わるころは太田の説いたものであることは見た通りである。問題は、「数種の私記を取捨」したという判断だが、それは妥当とはいえないであらう。

関が、元慶度とするには支障があり、延喜度のものと見なければならぬとしてあげた例は、決定性に欠けるのである。関のあげた例にそくしていおう。『釈日本紀』秘訓に、
含牙。

私記曰。問。此云溟滓而含牙也。即是春秋緯文也。説彼文者皆云。牙者万物萌芽之義也。然則此云牙者遍通万物之牙。非独葦牙。只キサシヲフ、メリ止可説賦。答。旧説又有キサシ之説。但案仮名本。全云含葦牙。故存其文猶説葦牙也。即是天地初分之後。化為国常立尊者也。然則是不開万物之牙也。猶宜説葦牙。又問。

凡製書之例。若有同事兩処者。具前略後也。今此前云含牙。後云葦牙。若前後同物者宜云含葦牙。而今略前具後。可謂乖尋常製文之例也。然則是不同物甚明。如何。答。先師相伝之説也。今論物意雖可如聞。於輒改説所不忍也。又旧説有説キサシ。而先師棄而不同。今又所不取也。

公望私記云。師説又非也。何則借名古本全云葦牙。此書若同彼書者宜云葦牙也。而今此棄葦而只云牙。至於下文乃云葦牙。明知含牙与葦牙不相同也。而猶執旧説不改説之。公望意所不取也。宜扞問者之説歟。(一一九)

とある。承平度の『私記丁本』に、
問。含牙之牙。先々之説皆説阿志加比。而此度被説支佐志。其心如何。

師説。先師之説有葦穎之説。然而下文葦牙之处可説此説也。此含牙者。万物萌牙之義也。非可指謂葦牙。仍取萌牙之義支佐志止可説。但先師阿志可比と被説說者。可相存。(一九四)

とあることから、関は、

延喜講書に於て、支佐志の説が殆ど無視されていた事を示してゐるが、先の公望私記に示されてゐる公望の確信を以てすれば、延喜の講書に臨んで簡単に阿志加

比説に屈服するとも思はれない。又、元慶度からこれだけ支佐志説が有力であれば、先々之説皆説阿志加比といふ事は有り得ない。従つて、此の公望私記は矢張り延喜度のものであらうと推測される。

しかし、関のいうことは、延喜度と考えても理解できるという以上のものではない。元慶度とはいえないというところが証されていないのである。「元慶度からこれだけ支佐志説が有力であれば云々」といい、「延喜の講書に臨んで簡単に阿志加比説に屈服するとも思はれない」というが、キサシ説が、代々の講書の博士のいれるところとならなかつたといえればそれまでだ。元慶度と見ても差し支えなく、太田説に対する反証とはならない。

むしろ、ここでも『元慶私記』を引用したと見るべきではないかと考える。「師説又非也」とあつたが、「又」というのは、その直前の「溟滓」の項とつながつて意味をもつからである。「溟滓」の項は長大だが、その「私記」を、博士の言を主に要約すれば、

『古事記』に天地初分をクラゲナスタダユヘルというのとあわせて読むこととしたが、天地未分と見るべきだと問者がいうのは理を得ている。ただ、先師相伝の説として読みは改めがたい。問者はククモリテ説を主

張するが、承和の代の読みとしてもこの説のあることは聞かない。天地未分の時に、クラゲの如き物がありえたのかということについては、一書に「天地未生之時。譬猶海上浮雪無所根係也」ということをもって推せばよい。(二一八)

というものであった。これを批判して「公望私記」は、

公望私記曰。今案。師説非也。何則古事記所指者。是天地初分之後也。既云取古事記之訓以何相合天地未分之時乎。又案古事記。修理固成是多陀用弊流之國賜天沼矛也。然則是皆指天地已分之後也。又溟滓者。是元氣渾沌之言也。非謂形質初具。又一書云。天地未生者。案當是天地初定。猶未堅固之間。仮称未生耳。豈是天地未分歟。若果謂之天地未分者。国常立尊為在天地未分之前歟。先師既誤。後儒必固也。直據ク、モル若者ホノカニ之説。今師説。可謂違古事記之文耳。(二一八)

という。この「師説非也」に対して、さきの「師説又非也」が対応する。批判したのは当然同じ「私記」であろう。その「私記」のなかで、「溟滓」の読みに関して、博士は承和の講書のこと言及していた。

答。承和之代。博士春澄。博士滋相公共定説之日。所不聞此説也。(二一八)

とある。承和度の講書の博士は、菅野高年と伝えられる(『積日本紀』開題「日本紀講例 康保二年外記勘文」)が、春澄善繩・滋野貞主というその代の碩字が関わったものとしても伝えられていたのである。そして、承和への言及は、『積日本紀』のなかに、他にのべ三例を見る。

a 亦田村皇

私記曰。愚案。上下既有田村皇子。今此処無字字。然則書著説之如何。管内史称善。師説。承和説無字讀之。今案。義理依違。須書著説之乎。今讐校諸本。皆無字字。疑書写之人所落也。(一八七。二五八重複)

b 畫滄海

私記曰。問。畫字訓説長短之説如何。答。師説アラウナハラヲ。シホコロロコロロニカヒナシテ。是古事記之説也。但旧説只畫説カキナス。而承和之講。滋相公相定日。既有鳴声。当標其響。故依古事記之意加此長詞耳。(二二四)

a の「愚案」は「愚実案」と同じとみてよく(太田前掲論文)、この「私記」は、矢田部名実による元慶度の「私記」と認められる。そこで承和説に言及するのは、その前回の講書だったからであり、b の「滋相公」にからめて承和の講書にふれるのもまた同じと見てよい。それらとともに、当面の「春澄・滋相公」にからめた承和度講書への言及も

元慶度の『私記』の引用と判断し、「含牙」の項目も同じと見るのが穩当ではなからうか。

関は、「公望私記」が延喜度の『私記』をも引用していたという根拠として、他に、秘訓「譬猶浮膏而漂蕩」の項をあげる。ここに引く「私記」は、承平度の『私記』たることが『私記丁本』との対応から明らかだが、その後「公望私記」を引く。

譬猶浮膏而漂蕩。

私記曰。(略)

公望私記曰。橘侍郎案。依古事記可読云々。而師不読之。(二二二)

とあるが、「橘侍郎案」は、述義「天神」の項にもつぎのように見える。

天神。

私記曰。(略) 又問。国常立尊者。是葦牙之所化也。

今此等天神者何物所化生哉。 答。先儒説不伝。抑今

可求。橘侍郎案。是上所謂隱坐神等也。(七七)

その「橘侍郎案」に「延喜私記」と傍書することをもって、関は、「此の橘侍郎が延喜度の人と考えるのが自然である」というのである。

しかし、「天神」の項の場合も、「譬猶浮膏而漂蕩」の項と同じく「橘侍郎案」は「公望私記」にあったと考えられ

る。傍書の「延喜私記」は「延喜公望私記」の謂いで、問答の後の部分を公望の注として示すためのものだと見ることが十分可能であり、延喜講書といふことの決定的な証とはならない。⁽¹⁰⁾

関の太田説批判は決定性に欠け、反証たりえないといわねばならぬ。太田が示した通り、『元慶私記』を引用したと見るべきことが動かしがたいものがあるのだから、⁽¹¹⁾全体として、ひとつの『私記』、すなわち元慶度の『私記』によつたとするのが穩当であろう。「延喜公望私記」と呼ばれることがあるのは、延喜の講書に尚復をつとめるにあつてなされたことによるといふ太田説を否定するだけのいわれはないのである。⁽¹²⁾

四

『元慶私記』に注を加えたものとして『公望私記』を見てよいことを再確認してきたが、『釈日本紀』の「私記」は、この『元慶私記』から多く引用していると見られる。

いま、さらに、『陽明文庫藏 古今和歌集序注』⁽¹³⁾(以下、『序注』と呼ぶ)に注目して見たい。

勝命によるこの『序注』は、『寛宴和歌』等諸書の引用(切り貼り)によつて構成される。そのなかに、のべ七項の『私記』の引用が見られる。列挙的に書き抜くとつぎの

通りである(傍訓は、見出しに付されたもののみカッコ内に示したが、その他は省略した。なお、『積日本紀』と異同のあるところに傍線を付した)。

i 白銅鏡 マスミノカ、ミ

古語拾遺裏書云、

〔……〕問云、今謂之々々々、其意云何、答、是猶真澄也〔……〕

問云、今如此紀者、万物之始、皆有其由、今・此鏡、何人初作乎、答、未詳

問云、此鏡等令有何処乎、答、未詳 (三八三)

ii 八咫鏡 ヤアタノカ、ミ

同裏書云、問謂之八咫、有何処乎、答云、未詳、

〔……〕于時戸部藤卿進曰、嘗聞、我說、八咫鳥者、凡詭咫為阿多、是手之義也、一手之広四寸、兩手相加

正是八寸也、故・謂咫八寸、今云八咫者、是八々六十四寸也、径六寸四分、是則今在伊勢太神也〔……〕

(三八三)

iii 真經津鏡 マフツノカ、ミ

問云、謂之々々々、若有意乎、答曰、真是例又褒美之稱也、・經津是今相寄之義也、俗間、謂以此物相寄

此物為布都、是其義也、・今鑄此鏡相似・天照太神御像也、故謂之經都・ (三八三〜四)

iv 日本紀第一云、湯津爪櫛(ユツノツマクシ)

師説、湯者、是潔齋之義也、

今云由紀者、悠紀也、是湯之義也、・主基者、・其次也、

然則、湯者伊波比支与麻波留之辭也、津者、是語助也、

故天津等皆是也、爪櫛者、其形如爪也

問云、今此爪櫛、与下文投於醜女爪櫛者、同歟、異歟、

答云、案古事記云、刺左之御美豆良湯津之間櫛之男柱

一箇取闕也、下文云、刺其右御美豆良之湯津之間櫛引

闕而拋棄、然則、左右各別、此文雖不見、而猶可依彼

文也 (三八六)

v 夜忌擲櫛(ヨルクシヲナクルコトヲイム)

問云、取闕男柱一箇為一火、故忌舉一火、何故更忌

擲櫛乎、答云、是蓋取闕男柱已畢之後、即投棄其櫛歟、

故人忌擲櫛・〔……〕 (三八六〜七)

vi 古語拾遺云、蠅斫 ハ、キリ、劍名ナリ、〔……〕此

劍尤利劍也、若有居其刃上者、其蠅自斫、此銳鋒之

甚也 (三八七)

vii 鹿正 アラマサ 劍名也

古語拾遺裏書云、・此劍斬蛇之後、得鹿正之号云々

〔……〕 (三八七)

i 天照大神にかかわって、iv 素戔嗚尊のヤマ
タノヲロチ退治に關して引用される。iv v は伊弉諾尊の黄

泉行きのくだりに関する問答であつて場面としてはずれるが、皆『私記』から引用したものと認められる。

同じ記事が『釈日本紀』に「私記」として引かれるのである。いずれも述義の部だが、iは「白銅鏡」（八三）に、iiは「八咫鏡」（九八）に、iiiは「真経津鏡」（九九）に、ivは「湯津爪櫛」（八六）に、vは「夜忌擲櫛」（八六）に、viは「天蠅斫之劍」（二〇九）に、viiは「匏正」（二〇八）に、それぞれ同じ記事を見る。『序注』と同じ「私記」によるといつてよい。ただし、本文には若干の異同がある。

傍線を付したのがそれである。『序注』には「問」「答」のあとに一貫して「云」を添えることが注意される。また、「……」としたのは、異同が大きく数文字以上に及び、文というべき単位で欠落しているものである。

〔……〕はいずれも『序注』の側の欠落である。『釈日本紀』に照らして具体的にいえば、

i 「白銅鏡」の項は、『釈日本紀』は、はじめに「問。案万葉集。召犬追牛之鏡也。然則当説万曾美。答。古者須与曾音通用。故或云麻須美。或云麻曾美。譬猶素戔鳴尊之処曾与須相通也」とあり、また、「是猶真澄也」のあとに「言是真実澄清之鏡也」の一文がある。

ii 「八咫鏡」の項には、「于時」の前に、『釈日本紀』は「但延喜公望私記云」の一句がある。また、「是八々六十

四寸也」のあとに「蓋其鏡円数六尺四寸歟。其径二尺一寸三分余也」とあり、末尾に「貴神遠人。甚遠未詳其実也。師説亦許同之」とある。

v 「夜忌擲櫛」の項は、『釈日本紀』には、末尾に「又下文。伊弉諾尊投湯津爪櫛。此即化成筍云々。因茲亦忌擲櫛歟」とある。

vi 「天蠅斫之劍」の項は、「此劍」の前に、「問蠅斫之号其義如何。答師説」とある。

vii 「匏正」の項は、「云々」と省略されたところが、「若前名有所見哉。答。未詳」とある。

『序注』が直接『私記』を引用したのでないことは、i〜iiiの一連が、『古語拾遺』の裏書きにあつたと見られることから明らかだ。この前に『古語拾遺』の天岩戸のくだりをひくのだが、そこに裏書きとしてあつたものであろう。iv vの、記事とのずれもまた、直接には『私記』を見ていないことの証といえよう。これらも、『古語拾遺』の引用と近接し、vi viiから『古語拾遺』の裏書きだったことは明らかだ。

元来は『古語拾遺』のための、その引用は、いくつもの『私記』から取り合わせて引用したというようなものではなく、ある一つの『私記』によることを、形式面での同一性からも認めてよいであろう。

iv 「湯津爪櫛」の項は、『釈日本紀』とともに、『袖中抄』に同じものを見る。『袖中抄』は、『日本紀注云』として、『湯津爪櫛(ユツノツマクシ) 師説、(一五九)

と、同文の記事を引くのである。『袖中抄』にはこの引用のあとにも「日本紀公望ガ注ノゴトクニテアルベシ」とあって、それが『公望私記』によるのにはかならないことを示している。「師説」以下もとは『元慶私記』であったと見られる。つぎに、ii 「八咫鏡」は、『釈日本紀』に「但延喜公望私記云」とあるのは、いうまでもなく、この「私記」が『公望私記』のなかにあったことを意味する。ただ、『序注』とあわせて見ると、「于時戸部藤卿」以下も、もとの「私記」にあったはずであり、『釈日本紀』がここから公望の注としたのは、博士に対する批判と見たための誤認だったかと思われる。ii は、全体が『元慶私記』と見てよい。vi vii は、乾元本『日本書紀』(天理図書館善本叢書『古代史籍集』八木書店、一九七二所収)の裏書に、「公望記云」として引かれる。問答は『元慶私記』のもの——乾元本・『釈日本紀』では『公望私記』の内包する『元慶私記』——であったと見られる。

i ~ vii は元来『元慶私記』であり、それを、『釈日本紀』は実際には『公望私記』から引いたのである。『序注』を視野に入れることによって、さきの『袖中抄』とあわせて、

そうした「私記」(『公望私記』經由『元慶私記』)が『釈日本紀』には広くあるだろうことが、よりたしかに受け取られる。

乾元本裏書に、素戔嗚尊の話にかかわるところに『公望私記』から引いたとあるものが八項あるが(うち、二項は vi vii と重なる)、『釈日本紀』では皆たんに「私記曰」として引かれるのも同じ問題を示すものである。

ただし、『序注』も『公望私記』を通じてこれを引用したのか、あるいは、単独の『元慶私記』によったのか。後者の可能性もありえよう。また、『序注』と『釈日本紀』「私記」との異同は、それぞれが依拠したテキストの問題か、または、『序注』の側の省略か。これも小さくない問題だが、結論を下せるだけの徴証はいまなく、留保するにとどめる。

五

『元慶私記』について、こうして『序注』を加え、『釈日本紀』、『袖中抄』とあわせて見ることによって、いわば三点測量——それにあたって、三者の引用の一致度が高く、恣意によって改訂された引用ではないことを認めてはじめられよう。乾元本裏書を加えたら四点測量ということになる——からいくつかの問題が提起できるのではないか。

第一に、この『私記』の様式として、『日本書紀』本文の語句を見出しとして標示するのであり、それがそのまま『私日本紀』の見出しとなっていることである。それは、『序注』と『私日本紀』とが重なるところ、および、『袖中抄』と『私日本紀』とが重なるところ——前者七例、後者十例。三者重なるのが「湯津爪櫛」——を見合わせて、その一致において確認することができる。承平度の『私記』の原形をのこすと見られる『私記丁本』も同じ見出しのかたちをもつのであり、これが『私記』の伝統というべきものであったと受け取られる。

第二に、その見出しに訓を付していたということである。このことは太田説のふれるところでもあった。太田は、『袖中抄』に三度にわたって引用される「住吉大神」の記事から、元来の「私記」の記事を再建して見せたのであった。

a 日本紀云 スミノエ 古記 古ハ称善事為江云々(第二、二八)

b 住吉大神スミノエノ大御神 古事記云 墨江之三前大神也 此荒御魂者当在筑紫橘之小戸 和魂今在撰津墨江耳神 功皇后初遷江撰津墨江耳云々(第九 一九九)

c 注云 須美乃江乃大御神 古事記云 師説古称善事為江云々 墨江之三前大神是也 問曰 上文底津中津等

神名 既有所由 今此底箇 中箇 表箇等三神名若有所見乎 答曰 此等三神似有所由 但先師不伝今又闕之 又問曰 今如此文者此三大神者当在筑紫橘之小戸而今在撰津墨江如何哉 答曰 此神荒御魂者猶在筑紫 但和魂独在墨江耳 案神功皇后紀云 九年三月皇后親為神主於是審神者曰 今不答而更後有言乎 乃答曰 於日向国橘小門之水底所居而水葉稚之出居神名(注云 師説水中葉甚翠稚也 言此神如此葉盛出居也云々) 表箇男 中箇男 底箇男神之有也 時得神語隨教而祭之 然則此神本在筑前小戸 即神功皇后初遷居於撰津墨江耳(第十四 三二二〜三)

ここから、復原すれば、
住吉大神 須美乃江乃大御神 古事記云墨江之三前大神是也 師説古称善事為江云々 問(曰)、答(曰) 、、又問(曰)、答(曰)、案、、

となる。傍線部は『私日本紀』にはないが、『袖中抄』を通じて復原されるのである。

見出しの下に訓を付すという、そのかたちだが、「住吉大神」の項にとどまらず、全体のものであったと見てよいことを、いま、『序注』とともに、より確かに言うことができるであろう。

『序注』は、見出しの下にカタカナで訓を示し、あるい

は、見出しに傍訓を付す。形態に相違はあるが、前者が元来のものであろう——ただし、原形はカタカナではなく万葉仮名であったであろう——ことを、『袖中抄』とあい照らして認めることができる。

そして、これら『序注』と『釈日本紀』『私記』とを見合わせつつ、また、「現人之神」について、『袖中抄』が、
現人之神アヒトガミ 師説神自称之号也 治部卿在原朝臣疑曰 此事可指天皇而言也 公望案 仮名日本紀可謂帝之号(三二三)

とし、『釈日本紀』『私記』が、
現人之神

私記曰。師説。神自称之号也。治部卿主疑曰。此之所指天皇而言也。今案借名日本紀。可謂帝之号。(一六二)

とするのなどを見合わせながら、『釈日本紀』が訓を切り捨てたのだということも明らかであろう。

第三に、このように、見出しと訓とをもつかたちを、『公望私記』に内包する、もとの『元慶私記』のものとして想定したところで、『和名抄』にいう「田氏私記」について考えることが必要になるのではないか。『元慶私記』は、『釈日本紀』『私記』の広がり、の基盤であり、『日本書紀』全体をカバーしてありえたであろう。それを包みこん

で、『公望私記』はあった。公望の注だけを「公望私記」というのであれば、西宮一民『日本上代の文章と表記』(風間書房、一九七〇)の、

『田氏私記』と「公望私記」とは別ものであったと判断せざるを得ないのである。(略)「公望私記」には和訓を主にした記述はほとんど無いと言つてよいのである。

という通りであろうが、述べたように考えてくると、『公望私記』||『田氏私記』という見地がなお可能なのではないか。

第四に、こうして『公望私記』・『元慶私記』を見ることから得られる『釈日本紀』に対する認識である。『釈日本紀』は、見出しともども『私記』を切り出したのであって、見出しをみずから立てたのではない。それを含めて、『釈日本紀』は引用にあたって、私見を加えることをしないと見ることができ。見出しの訓を切り捨てるのは改変ではない。あくまでそのままに引用する、すなわち、切り貼りするのだが、切り貼りによる構成でみずからをつくるのである。引用に対する信頼が確認される。そのうえに、『釈日本紀』における引用を資料として、『私記』論を進めることも可能になる。

以上、『公望私記』と『元慶私記』とをめぐって問題を

一歩進めようと試みたものである。

注

- (1) これは、『釈日本紀』の「私記」を通じて、そのまま平安時代の状況を考えてきたこと（神野志隆光「神話の思想史・覚書」、『万葉集研究』二二、塙書房、一九九八等）に対する、自己批評である。
- (2) 『釈日本紀』の引用は、新訂増補国史大系本により、そのページを引用の末尾（ ）に示す。
- (3) ミセケチで「公望」を消したものを含めて数えた。『釈日本紀』のページを掲げればつぎの通りである。開題 九、九、述義 七二、七二、七三、七三、七三、七三、七四、七六、七九、八〇、八九、九八、一〇一、一〇一、一一三、一一三、一四二、一四三、一四三、一四四、一四四、一四五、一四五、一四九、一五七、秘訓 二二八、二二九、二二九、二二〇、二二二、二二二、二二二、二二三、二二六、二二六、二三四。ただし、傍線は、は二つの「公望私記」標示を一続きと見るべきもの、はは重複するものである。
- (4) 新井栄蔵「陽明文庫蔵古今伝授資料」、『国語国文』四六巻一号、一九七七。および、同「影印陽明文庫蔵 古今和歌集序注」、『論集古今和歌集』、笠間書院、一九八一。
- (5) 『袖中抄』の引用は、橋本不美男・後藤祥子『袖中抄の校本と研究』（笠間書院、一九八五）により、引用の末尾（ ）にそのページを示す。ただし、引用本文は、
- (6) 校異によってあらためたところがある。
- (7) あとの一覧の④⑦⑨⑩がいきなり「師説、、」としてはじまるものだが、これらも、そのままの「日本紀」の語句に対する注として引くものであることは変わらない。「公望注」と同じテキストによると見るべきであろう。
- (8) 「住吉大神」について「公望注」を引用するが、そのなかの神功紀の文「水葉稚之出居神」に、「注云師説水中葉甚翠稚也言此神如此葉盛出居也云々」と、重ねて「公望注」を引くものである。「釈日本紀」述義「於日向橋小門之水底所居而水葉稚之出居神。名表筒男。中筒男。底筒男神」の項（一五〇）に、「水葉稚。私記曰。、、」として同文の記事がある。
- (9) だが、「八咫鏡」の項のごとく（九八）、博士の答えが「未詳」というだけで、他の参加者の論議が続いたのを、そこから公望の注だと誤断してしまったと見られるケースもある。
- (10) 「国常立尊」の項は、「公望私記」曰。（略）問云。、、答云。、、公望私記曰。案古事記。、、とあって、はじめの「公望」二字はミセケチになっている。太田は、こうした例は、「首めから同じ私記で一連であるのを、別のやうに作ったのであらう。蓋し元慶の問答の部分は公望の名に係けて引くのは妥当でないとし、彼の批判のものだけに限らうとしたものか」という。
- (11) なお、開題にかかわる「延喜講記」以外の延喜度講書の「私記」の存在は『釈日本紀』では確認しがたい。

(20) 『釈日本紀』「麿正」の項の下に、「阿良万沙」と万葉仮名で記される(ミセケチにされる)のはあるいはその原形をのこしたもののか。

また、乾元本『日本書紀』に書き入れられた「私記」に、
a 多請

左波尔万宇須 一部之内多字読同古者謂衆多為左波又
於保之義同耳(天理圖書館善本叢書『古代史籍集』一
三二)

b 造綿者(和太ツ久利——右傍書)

師説云謂以綿漬水沐浴於死者之人耳(一九三—一九
四)

とあるのも、その原形をうかがわせるものといえようか。
a は『釈日本紀』秘訓「多請」(二二九)の、b は述義
「造綿者」(一一三)の、それぞれ「私記」と重なる
(ただし、乾元本書き入れはともに答の部分のみを引
く)。それは、「父」(九一)。「釈日本紀」(二二七)、「吉備
神部許」(一五七—一五八、裏書三五六)。「釈日本紀」一
一三)にも通じる。

(21) ただし、現存『私記丁本』には見出しに訓を付けるこ
とをしない。それがこの『私記』の元来のすがただとす
れば、見出しに訓を付すのは『元慶私記』のスタイルで
はあったが、『承平私記』にまで貫かれるものではな
ったということになる。

(22) ただ、単純にその見出しと訓が『和名抄』に入ったと
いうには、『和名抄』の「日本紀私記」II「田氏私記」記

事と、『釈日本紀』「私記」の見出しとの一致はかならず
しも多いとはいえないかもしれない。西宮一民『日本上
代の文章と表記』は、『和名抄』の「日本紀私記」II「田
氏私記」として一一七項を掲げるが、『釈日本紀』「私
記」の見出しと一致するのは、一八項にとどまる。『釈
日本紀』の側の「私記」引用の問題かと考える。

(23)

『私記丁本』と『釈日本紀』所引「丁本」との異同を、
『承平私記』のバージョンの問題として考察した、神野
志隆光「『日本書紀私記(丁本)』論のために」(『万葉集
研究』二五、塙書房、二〇〇二)は、そのひとつの試み
である。

(補)

『釈日本紀』開題部所引の「延喜公望私記」(九)「公
望私記」(九)の問題については、別稿「日本」をめぐ
つて」(『万葉』一七九掲載予定)に詳説した。併読を
請う。